令和８年度（2026 年度）

豊中市会計年度任用職員選考試験募集案内

令和８年（2026 年）11 月

豊中市

１．募集職種	心理職
２．勤務場所	教育委員会事務局　児童生徒課　創造活動係
３．勤務内容	不登校児童生徒及び保護者の相談や支援等の業務
４．勤務時間	週 30 時間勤務（１日 7.5 時間、週 4 日勤務）
５．報酬	月額 218,334 円（令和８年（2026 年）11 月現在） 期末・勤勉手当 4.65 月分支給あり。（ただし、初年度は勤務月数により異なります。） ※通勤分報酬あり（上限 150,000 円）。 ※その他の手当（退職手当等）は支給されません。
６．任用期間	令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（1 年間） ※1 年間を良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。
７．採用予定人数	１人
８．受験資格	公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会に臨床心理士登録済みの人又は一般財団法人 公認心理師試験研修センターに公認心理師登録済みの人。
９．試験科目	書類選考（試験申込書・作文）、個人面接 【作文課題】「不登校支援における子ども理解について、心理職として大事だと思うことを述べてください。」（800 字以内、別紙様式、本人自筆）
10．申込方法	所定の試験申込書（写真添付）・作文及び合否通知返信用の角形２号封筒（24.0 ㎝×33.2 ㎝、620 円分の切手を貼付）を児童生徒課へ提出（随時受付）。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。 申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。
11．合否通知	本人宛文書にて合否を通知します。
12．お問合せ先	教育委員会事務局　児童生徒課　創造活動係 ☎06-4866-6371 〒561-0858　豊中市服部西町 4-13-1　青少年交流文化館いぶき内

13. 欠格条項	・地方公務員法第 16 条（下記参照）に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2. 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
14. その他	・申込みにより送付された情報はこの選考試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。 ・採用者が決定次第、募集は終了します。 ・通勤手段は、各自で確保してください。 ・職務遂行にあたっては、職員以外の者が関わることはできません。 ・特定性犯罪事実該当者について 令和８年（2026 年）12 月25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）第２条第８項に規定される「特定性犯罪事実該当者」は受験できません。 ＜特定性犯罪事実該当者とは＞ （１）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。））であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの （２）特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの （３）特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの 詳しくは、こども家庭庁ホームページをご確認ください。（右側の QR コードからアクセス可能です。）